



7階平面図 S=1/100
(東棟)

凡例			
防	防火設備 (法2-9の2-d)	▽	人通り 600φ
特	特定防火設備 (省1369) 常閉	⊠	床下ビット範囲を示す
Ⓜ	防火設備 (令112-14-2 CAS-0344)	—	令120条による歩行距離
⊙	加圧式消火器 (ABC10型) 7台共 (10号愛知県所有物品) 文字記入 20m歩行距離	⊠	24時間換気扇
●R	ルーフトレイン	←	排気口位置
K	掲示板 (1階のみ)	↺	居室 給気口位置 (室内固定換気レジスター100φ、ステンレス防虫網付、屋外ステンレス製)
⊠	床下点検口 (共用廊下)	—	食事室は差圧ダンパー150φ
—	面積区画、令114条区画	↔	換気経路 (開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
—	壁穴区画	- - -	手摺

・住戸内部の居室出入口有効巾は900mm以上とする。
 ・住戸内部の床は、Zn+125 (量は128) とし段差無しとする。
 ・住戸内玄関扉部分段差は20mmとする。
 ・住戸玄関ドアは片開きSD (特定防火設備・常閉・ストッパ無し) とする。φ(径) : W=850 H=1,900
 ・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
 ・境界遮音性能 (告1827-1-1) RC-180
 ・非常用進入口 : 昭和46年12月3日住建発第85号による。 (▼ : 左記による進入可能な部分を示す)
 ・PS、EPSはRCスラブにて区画。
 ・仕様は耐火リストによる。
 ・E V の扉は1階のみ遮煙性能有。2階～7階は防火設備